

茨城県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 FAQ

Q1. 交付要綱第5条第2項第2号によると、「食費」は補助対象から除外されるとのことだが、宿泊費が朝食込みの値段となっている場合、どうしたらよいか。

A1. 食事代については、宿泊費と分けていただくことが望ましいですが、宿泊施設が定める料金に朝食代が含まれており、内訳が不明で不可分である場合は、朝食込みの値段を宿泊費として計上してかまいません。一方、昼食及び夕食については、現地で当日調達することが可能であり、その選択は旅行者個人の自由裁量によりますので、原則、除外します。

なお、航空機搭乗中の食事については、航空券代に含まれる限りにおいて、航空賃の一部とみなします。

Q2. 交付要綱第5条第2項第2号の「治療費（海外保険料は除く。）」とは、どういうことか。

A2. 海外渡航に係る海外保険料については、事業の安全な遂行に必要なもの（予定されるもの）として、旅費に計上し申請していただけます。一方、現地病院の受診料や薬代などについては、事業に直接起因しないもの（突発的なもの）とみなし、補助対象経費から除外します。

なお、本補助金を活用した海外渡航において発生した事件・事故等について、県はいかなる責任も負いません（必要に応じて任意保険を活用してください）。

Q3. 交付要綱第5条第2項第3号の「補助事業者又は当該事業者が設置する介護施設等の職員以外の者の旅費（業務の一部を外部団体等に委託する場合の委託費に含まれる場合を除く。）」とは、どういうことか。

A3. 本補助金の目的は、交付要綱第2条に定めるとおり、「現地での人材確保に資する取組を行う介護サービス事業者等に対して支援を行うこと」であり、当該事業者（その事業者が目的を達成するために一部事業を委託する場合の受託者を含む。）のみを補助対象とします。例えば、補助事業者の職員が家族を帯同して海外渡航した場合の家族の旅費や、当該委託業務以外の営利を目的として同行する者の旅費などは、本補助金の対象外です。

Q4. 交付要綱第13条第5号の「速やかな是正」とは、いつまでに是正することを求めているのか。

A4. 合理的な理由がある場合を除き、可能な限り早く是正することを求めるものです。

Q5. 申請額どおりに補助金が交付されるか。

A5. 予算の範囲内での補助になりますので、全体の申請額が予算を超える場合には、県が調整し、減額となります。

Q6. 通訳者への支払を現地通貨で行いたいが、補助対象になるか。

A6. 本補助金は、日本円で支払を想定しています。現地への支払が必要な場合は、国内の金融機関から外貨送金により行ってください。なお、その際に生じた手数料については、役務費として計上し申請できます。

Q7. 登録支援機関や監理団体は、交付対象者になるか。

A7. 交付要綱第4条に定める介護サービス事業者等でない者は、交付対象として認められないため、登録支援機関等は、原則、直接的な交付対象者になりません。例外として、介護サービス事業者が、許認可を得て登録支援機関等の業を営んでいるケースにおいて、当該介護サービス事業者が設置する介護施設等への人材確保を目的とした事業について交付申請を行っていると思われる場合には、交付対象とすることがあります。

なお、介護サービス事業者の役員等が、当該介護サービス事業者とは別法人として登録支援機関等を設立して運営し、かつ本交付申請に係る事業に関与する場合には、業務委託契約等により、当該介護サービス事業者の受託者として事業を実施していることを明らかにしてください。